

奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月三日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第一号

奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年十月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百四十三条第一項第四号の二」を「第四百四十三条第一項第四号の三」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。